

相続税延納申請書

　　　　　　　　　税務署長殿　　　　　　　　　　（〒　　　　　）

　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　住　所

ﾌﾘｶﾞﾅ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

職　業　　　　　　　　　　　電　話

下記のとおり相続税の延納を申請します。

記

　　　 　１　延納申請税額　　　　　　　　　　　 ２　金銭で納付することを困難とする理由

|  |  |
| --- | --- |
| ①納付すべき相続税額 | 円 |
| ② ①のうち　物納申請税額 |  |
| ③①のうち納税猶予をする税額 |  |
| ④差引(①－②－③) |  |
| ⑤④のうち現金で納付する税額 |  |
| ⑥延納申請税額（④－⑤） |  |

 　　　　４　延納申請税額の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５　延納申請年数　　　　６　利子税の割合

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 不動産等の割合（⑪）が75%以上の場合 | 不動産等に係る延納相続税額 | ⑥の金額A　　　　　　　　　 | ⑰ A、Bいずれか少ない方の金額 | (最高)20年以内 |  | 3.6 |
| ④×⑯（100円未満端数切り上げ）B　　　　　　　　　　 00 |
| 動産等に係る延納相続税額 | （⑥－⑰） | ⑱ | (最高)10年以内 |  | 5.4 |
| 不動産等の割合（⑪）が50%以上75%未満の場合 | 不動産等に係る延納相続税額 | ⑥の金額C　　　　　　　　　 | ⑲ C、Dいずれか少ない方の金額 | (最高)15年以内 |  | 3.6 |
| ④×⑯（100円未満端数切り上げ）D　　　　　　　　　　 00 |
| 動産等に係る延納相続税額 | （⑥－⑲） | ⑳ | (最高)10年以内 |  | 5.4 |
| 不動産等の割合（⑪）が50%未満の場合 | 立木に係る延納相続税額 | ⑥の金額E　　　　　　　　　 |  E、Fいずれか少ない方の金額 | (最高)５年以内 |  | 4.8 |
| ④×（100円未満端数切り上げ）F　　　　　　　　　 　00 |
| その他の財産に係る延納相続税額 | （⑥－） |  | (最高)５年以内 |  | 6.0 |

７　不動産等の財産の明細　　　別紙不動産等の財産の明細書のとおり

８　担　　保　　　　　　　　　別紙目録のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　税務署整理欄 | 郵送等年月日 | 担当者 |
| 令和 　年 　月　 日 |  |

３ 不動産等の割合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 課税相続財産の価額③の税額がある場合には農業投資価格等によります。 | 割　　合 |
| 割合の判定 | 立木の価額 | ⑦ | ⑩（⑦／⑨）（端数処理不要）　 　 0. |
| 不動産等（⑦を含む。）の価額 | ⑧ | ⑪（⑧／⑨）（端数処理不要）　　　 　0. |
| 全体の課税相続財産の価額 | ⑨ |  |
| 割合の計算 | 立木の価額 | ⑫（千円未満の端数切捨て）,000 | ⑮(小数点第三位未満切り上げ)(⑫／⑭)　 0. |
| 不動産等（⑦を含む。）の価額 | ⑬（千円未満の端数切捨て）,000 | ⑯(小数点第三位未満切り上げ)(⑬／⑭)　 0. |
| 全体の課税相続財産の価額 | ⑭（千円未満の端数切捨て）,000 |  |

別紙「金銭納付を困難とする理由書」のとおり。

作成税理士

　　事務所所在地

　　（電話番号）

　　署　　名

９　分納税額、分納期限及び分納税額の計算の明細

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　　間 | 分　 納　 期　 限 | 　　　　　　　　　　　　　　　　1,000円未満の端数が生ずる場合には延納相続税額の分納税額端数金額は第１回に含めます。 |
| 不動産等又は立木に係る税額(⑰÷「5」欄の年数)、(⑲÷「5」欄の年数)又は(÷「5」欄の年数) | 動産等又はその他の財産に係る税額(⑱÷「5」欄の年数)、(⑳÷「5」欄の年数)又は(÷「5」欄の年数) | 分納税額計（＋） |
| 第 １ 回 | 令和　　年　　月　　日 | 円 | 円 | 円 |
| 第 ２ 回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 | ,000 |
| 第 ３ 回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 | ,000 |
| 第 ４ 回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 | ,000 |
| 第 ５ 回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 | ,000 |
| 第 ６ 回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 | ,000 |
| 第 ７ 回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 | ,000 |
| 第 ８ 回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 | ,000 |
| 第 ９ 回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 | ,000 |
| 第１０回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 | ,000 |
| 第１１回 | 　　年　　月　　日 | ,000 |  | ,000 |
| 第１２回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 |
| 第１３回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 |
| 第１４回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 |
| 第１５回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 |
| 第１６回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 |
| 第１７回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 |
| 第１８回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 |
| 第１９回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 |
| 第２０回 | 　　年　　月　　日 | ,000 | ,000 |
| 計 |  | (⑰、⑲又はの金額) | (⑱、⑳又はの金額) | (⑥の金額) |

10　その他参考事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 右の欄の該当の箇所を○で囲み住所氏名及び年月日を記入してください。 | 被相続人、遺贈者 | (住所) |
| (氏名) |
| 相　続　開　始　　　遺　贈　年　月　日 | 　令和　　　年　　月　　日 |
| 申告(期限内、期限後、修正)、更正、決定年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 納　　　　　　期　　　　　　限 | 令和　　年　　月　　日 |
| 物納申請の却下に係る延納申請である場合は、当該却下に係る「相続税物納却下通知書」の日付及び番号 | 　　　　　第　　　　号　　　　年　　月　　日 |
| 担保が保証人（法人）の保証である場合は、保証人である法人の延納許可申請日の直前に終了した事業年度に係る法人税申告書の提出先及び提出日 | 　　　　　　　　税務署令和　　年　　月　　日 |

平成

令和

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　氏　名　　　 　　　　　　　各　種　確　約　書

|  |
| --- |
| 提供しようとする担保が以下に掲げるものである場合、担保の種類に応じて以下の確約が必要となりますので、該当する事項を確認した上、該当欄文頭の□にチェックしてください。　なお、担保の種類が複数の場合、該当するすべての事項にチェックしてください。 |

【土地】

|  |
| --- |
| 【抵当権設定手続関係書類提出確約書】　□　私の延納申請に関して、税務署長から次の書類の提出を求められた場合には、速やかに提出することを約します。　１　担保（土地）所有者の抵当権設定登記承諾書　２　担保（土地）所有者の印鑑証明書 |

【建物、立木、及び登記される船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機及び自動車並びに登記を受けた建設機械（以下「建物等」という。）で保険に付したもの】

|  |
| --- |
| 【抵当権設定手続関係書類提出確約書】　□　私の延納申請に関して、税務署長から次の書類の提出を求められた場合には、速やかに提出することを約します。　１　担保（建物等）所有者の抵当権設定登記（登録）承諾書　２　担保（建物等）所有者の印鑑証明書 |

【鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団（以下「財団等」という。）】

|  |
| --- |
| 【抵当権設定手続関係書類提出確約書】　□　私の延納申請に関して、税務署長から次の書類の提出を求められた場合には、速やかに提出することを約します。　１　担保（財団等）所有者の抵当権設定登記（登録）承諾書　２　担保（財団等）所有者の印鑑証明書 |

 |

**「相続税延納申請書」の記載要領**

１　「法人番号」欄

　　申請者が法人の場合は、法人番号を記載してください。

２　「１　延納申請税額」欄

　⑴　「①納付すべき相続税額」欄は、相続税申告書の提出又は更正、決定により納付することとなった相続税の額（加算税、利子税及び延滞税の額は含みません。）を記載してください。

⑵　「③　①のうち納税猶予をする税額」欄には、租税特別措置法第70条の６の規定による農地等についての相続税の納税猶予、同法第70条の６の６の規定による山林についての相続税の納税猶予、同法第77条の６の７の規定による特定美術品についての相続税の納税猶予、同法第70条の６の10の規定による個人の事業用資産についての相続税の納税猶予、同法第70条の７の２、同法第70条の７の４、同法第70条の７の６及び同法第70条の７の８の規定による非上場株式等についての相続税の納税猶予並びに同法第70条７の12の規定による医療法人の持分についての相続税の納税猶予を受ける税額の合計額を記載してください。

３　「２　金銭で納付することを困難とする理由」欄

　　金銭で納付することを困難とする理由を具体的に記載してください。

なお、金銭で一時に納付することが困難な金額（延納許可限度額）の計算は、別紙「金銭納付を困難とする理由書」により計算し、その理由書を提出してください。

４　「３　不動産等の割合」欄

　　相続又は遺贈により取得した財産で相続税額の計算の基礎となったもの（課税相続財産）を立木に係るもの及び不動産等に係るものに区分し、それぞれの財産の価額が全体の課税相続財産の価額に占める割合を次により計算して記載してください。

なお、③欄に記載する納税猶予額がある場合は、特例農地等については農業投資価格、特例山林については特例山林の価額の20％の価額、特定美術品については特定美術品の価額の20％の価額、対象非上場株式等については対象非上場株式等の価額の20％の額（会社ごとに計算し、1円未満の端数切捨て）、特例対象非上場株式等、認定医療法人持分及び特例事業用資産については、価格は零（０）として計算してください。

（注１）「不動産等」とは、不動産、立木、不動産の上に存する権利、事業用の減価償却資産並びに特定同族会社※の株式及び出資をいいます。

※　特定同族会社とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第１項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50％超を占めている非上場会社をいいます。

○ 詳しくは「相続税の申告のしかた」（申告書第11表の記載要領）を参照してください。

（注２）「相続税法第19条の規定により相続税の課税価格に加算される贈与財産で、相続税法第21条の２第４項の規定の適用を受ける財産」及び「相続開始の年において、特定贈与者である被相続人から贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産」のうちに不動産等がある場合には、当該不動産等の価格は、不動産等の割合の計算に当たって加算する取扱としています。

（注３）不動産等の割合の計算に当たっては、『不動産等の財産の明細書』を補助資料として活用してください。なお、場合によっては提出が必要となります。

※　代償分割が行われた場合の不動産の割合の計算については、税務署にお尋ねください。

⑴　「割合の判定」欄は、端数処理を行うことなく計算し、立木に係るものの割合が0.3を超えるかどうか及び不動産等に係るものの割合が 0.5以上となるかどうか又は0.75以上となるかどうかを判定してください。

⑵　「割合の計算」欄は、次により計算してください。

　 イ　 端数計算は次によります。

　 　 (イ) 課税相続財産の価額は、1,000円未満の端数を切り捨てる。

　 　 (ロ)　割合については、小数点以下第3位未満を切り上げる。

　 ロ　 立木の価額の割合（⑮欄）は、不動産等の価額の割合（⑪欄）が 0.5未満で、かつ、立木の価額の割合（⑩欄）が 0.3を超える場合だけ記載してください。

５　「４　延納申請税額の内訳」欄

　　不動産等の価額の割合（端数を処理する前の割合）が75％以上、50％以上75％未満、50％未満のそれぞれの場合に応じて各欄に掲げた算式により、相続財産の種類に対応する延納相続税額を計算して記載してください。

６　「５　延納申請年数」欄

　　延納申請税額の内訳ごとに最高の年数以内で延納を希望する年数を記載してください。ただし、「⑥延納申請税額」欄の金額を10万円で除して得た数(１年未満の端数があるときは切り上げます。)に相当する年数を超える場合には、その数に相当する年数の範囲内とします。

７　「７　不動産等の財産の明細」欄

　　不動産等の価額の割合（端数を処理する前の割合）が75％未満の場合には、「別紙不動産等の財産の明細書のとおり」の文字を抹消してください。

８　「８　担保」欄

　　延納申請税額（⑥欄）が100万円以下で、かつ、延納申請年数（「５」欄）が３年以下である場合には、「別紙目録のとおり」の文字を抹消してください。

９　「９　分納税額、分納期限及び分納税額の計算の明細」欄

「分納期限」欄は納期限から１年以内の希望する日を初日として、毎年同一月日を記載してください。

10　「各種確約書」

　　相続税法第39条第1項及び同法施行規則第20条第2項により、延納申請書に添付して提出することとされている担保提供関係書類のうち、税務署長が提出を求めた場合に、速やかに提出する旨を約する書類（同規則第20条第２項２号ハ、３号ハ、４号ハ）については、各種確約書の該当欄にチェックの上、提出することにより、その提出があったものとして取り扱います。

　　提供する担保の種類に応じて、該当欄を確認の上、文頭の□にチェックを付してください。

11　非上場株式等納税猶予からの延納申請における記載要領

雇用確保要件を満たせなかった場合における非上場株式等納税猶予税額に係る延納申請の場合は、次により記載してください。

⑴　「１　延納申請税額」欄の「①納付すべき相続税額」欄には、非上場株式等納税猶予税額（利子税額は含みません。）を記載してください。

⑵　「２　金銭で納付することを困難とする理由」欄は、上記２により記入して下さい。

⑶　「７　不動産等の財産の明細」欄の「別紙不動産等の財産の明細書のとおり」の文字を抹消してください。

⑷　「８　担保」欄は、延納申請税額（⑥欄）が100万円以下で、かつ、延納申請年数が３年以下である場合には、「別紙目録のとおり」の文字を抹消してください。

⑸　「９　分納税額、分納期限及び分納税額の計算の明細」欄の「分納期限」欄は延納申請期限（経営承継期間の末日から５月を経過する日）から１年以内の希望する日を初日として、毎年同一月日を記載してください。なお、延納期間は最高５年です。

**相続税の延納の期間及び利子税の割合について**

相続税の延納のできる期間と延納税額に係る利子税の割合については、その人の相続税額の計算の基礎となった財産の価額のうち、不動産等の価額が占める割合に応じて、おおむね次の【表】のようになります。

なお、各年の延納特例基準割合(※)が7.3％に満たない場合の利子税の割合は、次の算式により計算される割合(特例割合)が適用されます。

　　(算式)

　　　　利子税（年割合）　×　延納特例基準割合(※)　÷　7.3％

　　　(注1)　計算した割合に0.1％未満の端数がある場合は、端数は切り捨てます。

　　　(注2)　計算した割合が年0.1％未満の割合の場合は、年0.1％の割合となります。

※　延納特例基準割合

　　　　各分納期間の開始の日の属する年の利子税特例基準割合（平均貸付割合に年0.5％の割合を加算した割合）をいいます。

・　平均貸付割合とは、前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸

出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大

臣が告示する割合をいいます。

【表】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 延納期間（最高） | 利子税（年割合） | 特例割合（延納特例基準割合が0.9％の場合） |
| 不動産等の割合が75％以上の場合 | 不動産等に対応する税額 | 20年 | 3.6％ | 0.4％ |
| 動産等に対応する税額 | 10年 | 5.4％ | 0.6％ |
| 不動産等の割合が50％以上75％未満の場合 | 不動産等に対応する税額 | 15年 | 3.6％ | 0.4％ |
| 動産等に対応する税額 | 10年 | 5.4％ | 0.6％ |
| 不動産等の割合が50％未満の場合 | 立木に対応する税額 | ５年 | 4.8％ | 0.5％ |
| 立木以外の財産に対応する税額 | 6.0％ | 0.7％ |